こども未来局行財政改革推進本部設置要綱

（設置）

第１条　川崎市行財政改革推進本部設置要綱（１４川総行革第６号）第７条第１項の規定に基づき、こども未来局行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。

（２）その他行財政改革に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、局長をもって充てる。

３　副本部長は、総務部長をもって充てる。

４　本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部の事務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第５条　本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第６条　本部の庶務は、総務部庶務課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

本部長	こども未来局長
副本部長	総務部長
本部員	総務部庶務課長 総務部企画課長 総務部担当課長（監査担当） 子育て推進部長 子育て推進部担当課長（幼児教育担当） 子育て推進部保育対策課長 子育て推進部保育所整備課長 保育事業部長 保育事業部担当課長〔保育指導・人材育成〕 保育事業部保育第１課長 保育事業部保育第１課担当課長〔指導調整〕 保育事業部保育第２課長 保育事業部運営管理課長 こども支援部長 こども支援部こども家庭課長 こども支援部こども保健福祉課長 青少年支援室長 青少年支援室担当課長〔青少年育成〕 青少年支援室担当課長〔子どもの権利〕 青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕 青少年支援室担当課長〔施設整備・企画〕 児童家庭支援・虐待対策室長 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕